平成２５年（フ）第８８４号
東京都八王子市下柚木３－３－３－609、住民票上の住所京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１　32棟1105号
債務者　辻井　　舞
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７号
熊本県球磨郡錦町大字西2311―12　グループホーム新宮の里、住民票上の住所熊本県球磨郡錦町大字木上東186番地
債務者　松尾　　寛
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第３８号
熊本県人吉市西間下町375番地２
債務者　ヤマグチ　ジョナ　マグバヌア（YAMAGUCHI　JONA　MAGBANUA）
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午前10時45分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１３５号
釧路市桜ケ岡６丁目４番11号
債務者　星　　祐司
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１５６号
釧路市大楽毛１丁目３番17号
債務者　横山　明美
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１６４号
釧路市松浦町14番13号　第五緑風荘１階右２
債務者　鈴木　末子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１８６９号
横浜市中区新山下３丁目14番１―403号
債務者　大塚　徳子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２５７９号
名古屋市港区正徳町６丁目50番地の３
破産者　有限会社井上サッシ工業
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９号
三重県熊野市有馬町617番地２
破産者　久保　　勇
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第２９６号
愛知県西尾市東幡豆町田中９番地８、商業登記簿上の本店所在地愛知県蒲郡市金平町椿薮20番地の３
破産者　悠樹通商有限会社
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
三重県鈴鹿市平野町786番地　フォーブルドウ１階303号室、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市平野町731番地の３
破産者　伊藤　正治
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３７号
広島県尾道市木ノ庄町木門田360番地の２
破産者　門永建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３７８号
福井県あわら市市姫５丁目１番１号
破産者　藤田　勝利
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
茨城県笠間市長兎路963番地３
破産者　千葉　国雄
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４５３号
茨城県ひたちなか市西光地２丁目23番地５東京エネシスひたちなか寮、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字東石川3137番地12東京エネシスひたちなか寮
破産者　志田　和恵
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５６号
静岡県藤枝市青木１丁目16番４号　ブルーウッド103号、旧住所静岡県島田市本通７丁目7672番地の１
破産者　岩本　定夫
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部